様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１、Ｚ－１９　（共通）

科学研究費助成事業　　研究成果報告書

令和　元 年　 ６ 月　 １ 日現在

機関番号：１１５０１
研究種目：基盤研究(C)（一般）
研究期間：2016～2018
課題番号：１６Ｋ０６６８０

研究課題名（和文）日本建築の近代化において伝統的建築技術者が果たした役割とその意義について

研究課題名（英文）Study about the role and the significance the carpenter who acquired traditional construction technique to modernization of Japanese architecture

研究代表者
永井　康雄（NAGAI, Yasuo）

山形大学・工学部・教授

研究者番号：３０２０７９７２

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費）　　3,600,000円

研究成果の概要（和文）：日本建築の近代化は西洋化という観点から研究されることが多い。即ち西洋の建築文化や技術がどの様に導入・習得され、一般化していったかという流れの中で論ぜられてきた。
国策として西洋化が進められた明治時代にあって、日本建築を本格的に見直した伊東忠太が「建築界の天才だ！」と評した富山県の堂宮大工が残した膨大な設計図や書簡類が伝えられている。それらの史料を解読し、現存する遺構調査と併せて、いわゆる「近代和風建築」と称される伝統的建築技術や意匠の発展・展開、地方の技術者と中央の学者や建築家との関わりを検討することによって、西洋化とは異なる観点から日本の近代化の一側面を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義
従来、日本建築の近代化は西洋の建築技術・意匠の導入と修得という観点から論じられることが多かったが、本研究ではそれとは異なる側面（伝統的建築技術や意匠の発展・展開）を、地方の技術者が残した書簡や設計図書などの膨大な新出史料に基づいて実証的に解明した。中央で活躍した学者や建築家の下で伝統的技術を有する地方の技術者が日本の近代化の一側面をどの様にして支えたのかを解明することによって、我が国の近代化を多角的に理解するための一助となった。

研究成果の概要（英文）：Modernization of Japanese architecture has been studied from the angle as the westernization in the past. A study how western architectural culture and technology were being introduced into Japan and generalized has been done.Itou-Chuuta reconsidered Japanese architecture in the Meiji Period when westernization was advanced as a national policy. The carpenter by which Itou-Chuuta commented "A genius in the architectural world!" lived in Toyama-ken. He left enormous number of plans and letters about temples and shrines.We deciphered those historical sources and investigated construction which exists. We studied about development with design of the architecture called "modern Japanese traditional architecture". Concerning with local engineer, scholar and architect was considered. The part of the process of the modernization of Japanese architecture was made clear.

研究分野：建築史

キーワード：近代化　岩城庄之丈　伊東忠太　伊藤平左衛門　木子棟斎　木子清敬　社寺建築　建築技術

１．研究開始当初の背景

日本の近代化とは西洋文明を模倣することであったと言われる。明治一代を通して日本政府は西洋化を進めていくのであるが、その結果として膨大な西洋文化が流入した。建築の近代化も西洋化という観点から研究されることが多い。即ち、西洋の建築文化がどの様に導入され、どの様に習得され、そして一般化されていったのかといった流れの中で論ぜられてきた。

しかしながら、その一方で、幕藩体制の崩壊、神仏分離・廃仏毀釈などによって多くの寺院建築や旧幕藩体制下で営まれた数々の建造物が滅失し、或いはその危機に瀕した。そうした危機感から明治 4 年の古器旧物保存方、明治 30 年の古社寺保存法、昭和 4 年の国宝保存法が公布され、昭和 25 年の文化財保護法へと繋がっていく。また、急速な西洋化の流れの中で、明治後期になると日本文化のアイデンティティの喪失が危惧され、伝統の追及や民族独自の意匠を模索する動きや、日本的な伝統の解釈と表現を問い直す動きが起こった。こうした流れの中で例えば長野宇平治は西欧の精神を極めることで日本を世界文明に近づけようと試み、伊東忠太は東洋と西洋の建築様式を融合した新様式の創出を目指したことなどは周知の通りである。

上述のような日本の西洋化という観点からの流れは、いわば中央から見た日本の近代化の一側面である。その一方で、近代和風建築と称される伝統的な様式や技法を基本とする優れた建築が全国に数多く建てられている。それらは伝統的建築技法を保持してきた江戸時代以来の技術者（工匠）の存在なくしては造られなかった建造物である。こうした技術者は藩政時代から全国各地に存在していたが、維新後は擬洋風建築の建設や中央の学者・建築家の下で多くの作品に携わったと考えられる。平成 4 年度より文化庁の主導で都道府県ごとに実施されている「近代和風建築総合調査」によって、近代の建築物の内、主として伝統的様式や技法で建てられた木造建造物の実情が把握されてきた。この様な明治以降の伝統的建築様式や技法の変化・発展、技術者の活動内容も我が国の近代化の一側面である。

２．研究の目的

本研究で対象とする越中・富山の堂宮大工岩城庄之丈もそうした技術者の一人であった。江戸時代末期から大正時代にかけて、現在の富山県滑川市を拠点に３代にわたって堂宮大工として活躍した岩城家に関する膨大な資料(5000 余点)が滑川市立博物館に所蔵されている。岩城家３代目岩城庄之丈は、伊東忠太が「建築界の天才だ！」[1] と評した堂宮大工であり、伊東忠太の他に伊藤平左衛門(帝室技芸員)、木子棟斎(禁裏惣宮職)、木子清敬(内匠寮技師・古社寺保存会委員)、大島盈株(江戸幕府大棟梁甲良家 12 代)などとも親交し、京都の東本願寺御影堂・阿弥陀堂、知恩院阿弥陀堂、東京の築地本願寺本堂、靖国神社神門などの建設に携わり、明治 33(1900)年のパリ万国博覧会に際しては日本建築の製図も担当した[2]。この様に中央で活躍する一方で、本拠地の富山県下でも多数の神社仏閣、公共建築、個人住宅建築に携わった(例えば、地元の富山県には養照寺本堂、櫟原神社社殿、射水神社社殿、日枝神社社殿、廣野家住宅=国登録文化財、などが残されている)。これらの内、現存する数多くの建築作品は当地域の景観形成にも大きく寄与している。申請者らは、既に岩城家文書の仮目録を作成し、史料の中から木割書を中心として技術的な側面について分析した。史料整理の過程で、上述の伊東忠太や伊藤平左衛門などと交わした大量の書簡類が残されていることが明らかになった。これらの書簡類や設計図類を解読し、現存する遺構と比較検討することによって、地方の建築技術者が中央の学者や建築家の下で近代化に果たした役割が明らかになる。それらを解明することによって真に我が国の近代化を理解することになると考えられる。

注

1)大阪朝日新聞　石川富山版　大正 15 年 1 月 29 日（金）

2)永井康雄,岡田悟,池上重康,角哲「日本古典建築の設計原理と現存遺構との比較に関する研究」平成 17 年度～平成 19 年度科学研究補助金（基盤（C）課題番号 17560569）研究成果報告書,pp1-148,2008

３．研究の方法

（１）岩城家文書の書簡類及び設計図書の解読

伊東忠太、伊藤平左衛門、木子棟斎、木子清敬、大島盈株などの中央の学者や建築家、施主との間で交わされた書簡を解読し、建築設計・施工過程や技術指導・交流の実態を明らかにする。特に以下に示す人物と建築物について重点的に解明する。

伊東忠太：射水神社（富山県）

伊藤平左衛門：東本願寺御影堂（京都府）、願成寺本堂（石川県）、築地本願寺（東京都）、明治 33 年パリ万国博覧会

木子棟斎：東本願寺阿弥陀堂（京都府）

木子清敬：日光山堂塔保存計画、知恩院阿弥陀堂（京都府）、靖国神社御門（東京都）

大嶋盈株：岩倉神社（東京都）

（２）彫物大工との活動の実態

社寺建築は彫物で飾られることが多く、特に近代の住宅建築には欄間などに彫物が用いられ

る。井波には精緻な彫刻を得意とする彫物大工が多くいる。中でも番匠屋（田村家）と岩倉家は中心的な存在で、12 代目番匠屋・田村与八郎の弟子であった岩倉理八は明治度東本願寺再建時に彫刻主任を勤めた。岩城庄之丈の建築の彫物を両者が担当している事例が認められる。番匠屋などが関与した建築物の彫刻を調査する。

番匠屋田村与八郎：櫟原神社本殿（富山県滑川市）、井波別院瑞泉寺（富山県南砺市）

岩倉理八：現廣野家住宅（富山県滑川市）、養照寺本堂（富山県滑川市）、養照寺本堂（富山県入善町）、東本願寺（京都府京都市）

（３）遺構調査

岩城家文書には多数の建築物の設計図が含まれている。それらの中には現存するものも多く、岩城家の本拠地である富山県では地域の町並み形成上、重要な役割を果たしている。遺構の確認調査を行い、中央の建築家と交流があった地方の技術者が、地方の近代化に果たした役割について検討する。

（４）地方で活躍した大工の実例調査

明治期に青森県弘前市を拠点として活躍した堀江佐吉関連資料及び遺構を調査する。また、明治時代に北海道に渡って活動した元仙台藩大工棟梁・朴澤氏が所蔵した資料を調査する。

４．研究成果

（１）岩城家文書の書簡類及び設計図書の解読

富山県を中心とする北陸地方の社寺建築及び住宅建築、京都の東本願寺・知恩院、東京の築地本願寺・靖国神社・岩倉神社などの建築設計図書類約 4000 点及び書簡類約 300 点の解読・分類・整理及びデジタル写真撮影を行い、それらのリストを作成した。リストは史料の保存・管理及び活用の基礎資料とし滑川市立博物館に提供した。

（２）彫物大工との活動の実態

明治度東本願寺再建で彫刻主任を務めた岩倉理八の師匠に当たる田村家（屋号＝番匠屋）所蔵の史料の概要及び関連する建築遺構を実地調査し、滑川市に現存する建築彫刻を調査する上での基礎資料とした。

（３）遺構調査

岩城家が伊東忠太、伊藤平左衛、木子棟斎、木子清敬、建仁寺流大島盈株などの下で建設に関与した京都の寺院建築（東本願寺御影堂・阿弥陀堂） 及び知恩院阿弥陀堂の実地調査や滑川市内に所在する神社 90 社の調査を行った。滑川市内の神社調査では、昭和戦前期以前に建築された建物の残存状況（25 社）を把握し、明治期以降の社殿変遷について考察した。 また、町並み景観上、重要な役割を果たすと考えられる地方の神社の一例として、竹駒神社（宮城県岩沼市）の江戸期における社頭景観の形成と明治期以降の変遷について明らかにした。

（４）地方で活躍した大工の実例調査

藩政時代に藩工として建築に従事した工匠が全国に多数存在したが、仙台藩の朴澤氏（七五郎家）もそうした工匠の一人であった。仙台藩では四天王寺流を藩の建築技術としていたが、朴澤氏は仙台藩における四天王寺流の継承者と目されていた。明治維新後は北海道に渡り数々の公共建築の建設に従事した。朴澤氏が廃藩後に宮城県から北海道に渡る経緯や同家に伝わった木割書類の概要を明らかにした。

明治期に弘前市を中心として活躍した堀江佐吉（堀江組）の家も藩政時代は弘前藩の藩工を勤めた。堀江佐吉は、独学で西洋建築を極め、遂には旧第五十九銀行本店本館（明治 37 年建築・国指定重要文化財）に見られるような本格的な西洋建築を建てたのであるが、同家に残された雛形書や図面類を調査した結果、伝統的建築技術に精通した後に西洋建築技術を習得していった過程が窺えた。

（５）研究成果の公開

富山県滑川市に所在し、岩城家文書に図面などの史料が残されている旧宮崎酒造（国登録文化財）で、一般市民を対象に研究成果報告会を実施した。

５．主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計４件）

①永井康雄、濱定史「富山県滑川市域における社殿の形式について」日本建築学会学術講演梗概集、査読無、Ｆ、2019

②永井康雄、池上重康、岡田　悟「維新後の北海道で活動した元仙台藩大工・朴澤雄治家史料について」日本建築学会学術講演梗概集、査読無、Ｆ、pp807-808、2018

③永井康雄「竹駒神社における社頭景観の形成について」日本建築学会東北支部研究報告集、査読無、第 81 号、pp119-124、2018

④永井康雄、池上重康、岡田　悟「堀江佐吉（堀江組）の建築史料について」日本建築学会学術講演梗概集、査読無、F、pp215-216、2017

〔学会発表〕（計０件）

〔図書〕（計０件）

〔産業財産権〕
○出願状況（計０件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

○取得状況（計０件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

６．研究組織

(1)研究分担者
研究分担者氏名：岡田　悟

ローマ字氏名：OKADA, Satoru

所属研究機関名：共立女子短期大学

部局名：生活科学科

職名：教授
研究者番号（8 桁）：30233331

(2)研究協力者
研究協力者氏名：
ローマ字氏名：

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。